

# 名誉毀損で訴える!って誰を?

岩見沢事務所長 弁護士  
小野田 充宏



**1** 現在、大物芸人とスタースポーツ選手がそれぞれ性加害を行ったと週刊誌に報道され、多額の損害賠償を請求する訴訟を提起したことが世間の耳目を集めています。訴えた相手が、一方は週刊誌発行会社で、もう一方は情報提供者個人であるとの違いがあったり(後者の情報提供者は週刊誌に話すだけでなく自ら警察に告訴するなどしているといった事情の違いもあるでしょう。)、訴状の記載ぶりも異なる(記事の内容が事実と反する、ということについて、一方はほとんど触れず、もう一方は詳細に論じているといわれています。)ことなどから、ワイドショーのコメンテーターらによって両者の訴訟戦略が比較されて優劣が論じられたりしています。

ここでは、なぜそのような違いが出てくるのかを理解するための基本的なことについてご紹介します。

**2** 「Aから性加害を受けた!」とBが公表すると、それが真実であれ虚偽であれBはAの名誉を毀損したことになります。名誉毀損とは、人の社会的評価を低下させることであり、Bの公表内容が真実であろうと虚偽であろうとAの社会的評価を下げるものには変わりないからです。

Bが週刊誌Cを通してAからの被害を訴えた場合はどうでしょうか? Aの社会的評価を下げる報道を行ったのは週刊誌Cですので、CがAの名誉を毀損したことになるのは間違いありません。また、通常、週刊誌Cは、Bが提供した情報だけでなく、独自の取材内容を加味して記事を作成しますが、Bの提供した情報そのものがAの社会的評価を下げるもので、それが記事の主要な部分を構成しているような場合には、情報提供者であるBも(週刊誌Cと一緒に)Aの名誉を毀損したということになるでしょう。

**3** しかし、名誉を毀損した場合に、常に公表者が法的な責任(損害賠償義務等)を負うとは限りません。

というのは、名誉を毀損するような事実であっても、例えば政治家に関するものであったり、犯罪に関するものであったりと、社会の正当な関心事で、公表の必要性が認められるようなものもあります。

このような場合には、(公表された事実の公共性と、

公表に公益目的が認められることを前提に)公表者の側で、公表した事実が真実であると証明するか(真実性)、そこまでの証明はできなくとも、公表者がその事実が真実であると信じるだけの相当な理由があったと立証できた場合(真実相当性)には、公表者は損害賠償義務等の法的責任を負わないものとされています。いくら社会の正当な関心事であっても、嘘の情報をわざと、あるいは不注意(雑な取材しかせず)に情報提供者の証言を鵜呑みにするなど)で公表することは許されませんが、一方、公表した事実が真実である場合や、結果として真実でなかったとしても、公表者としては周辺取材を含めて情報提供者の証言内容を慎重に吟味するなどした上で報道するなど、真実であると信じるだけの正当な根拠があると認められる場合には、名誉を毀損する情報の公表も許される、というわけです。

**4** 名誉を毀損されたAがBを訴えた場合、Bは自分が被害にあったと主張する張本人ですので、「Bが公表した(あるいは週刊誌Cに情報提供した)事実が真実か否か」、簡単にいえば「Bは真実を語っているのか嘘をついているのか」が中心的な争点になるでしょう。Bが真実性の立証に成功すれば、Aから性被害を受けたという事実の公表(情報提供)は、Aの名誉を毀損するものであっても、正当なものということになります。

一方、Aが週刊誌Cを訴えた場合、真実性だけでなく、真実であるとの証明まではできなかった場合に備えて「週刊誌Cが、単にBの言うことを鵜呑みにするだけでなく、きちんとした裏付け取材をするなど、記事にした事実が真実だと信じるだけの相当な理由があったか否か」についても重要な争点とされます。

**5** 今回の2件の訴訟に関しては、情報提供者であり、告訴まで行った個人を相手方として訴えたスポーツ選手の方は、真実性が中心的な争点となることは明白であるため、訴状でも真っ向から「真実でない(嘘だ)」ということを主張したようであるのに対し、週刊誌発行会社を訴えた方は、週刊誌側が真実性だけでなく真実相当性を主張・立証してくることは間違いなく、そのため「相手方の出方待ち」というわけか、訴状は淡白な内容であったようです。今後の推移が注目されます。